1 拡大教科書とは

「拡大教科書」とは、見えにくさのある児童生徒のために、検定済教科書の文字や図形を拡大するなどして複製し、同様の内容の図書として発行しているものです。「拡大教科書」は、各出版社から発行されており、児童生徒の見えにくさに配慮し、検定済教科書に比べ文字が太く大きくなっています。また、図表やグラフ、イラストなども見やすくかき換え、編集意図を損なわないように配置し直しています。在籍校で使用される検定済教科書と同一内容の「拡大教科書」を、検定済教科書に代えて無償給与することができます。

1種類の検定済教科書に対して、拡大教科書は、対象者の見えにくさに応じるため、文字の大きさ(ポイント数)や構成などが異なるものが数種類あります。その中から、対象者に合うものを、定期的に見え方や使用状況を確認したうえで選定する必要があります。**文字サイズが大きすぎるものは、かえって読む速さが遅くなる場合があり、**定期的に見え方や使用状況を確認し、適切な拡大教科書を選定する必要があります。

2 拡大教科書給与までの流れ

医師(眼科)や支援先から「拡大教科書」の 使用を勧められた。 現在使用している教科書(通常の検定済教科書)では、誤読や読み飛ばしが多かったり、とても目を近づけて読んだりするなど、読みにくい様子が見られる。

現在、拡大教科書を使っているが、見え方が変わったり、拡大教科書が使いづらく感じられたりする。

保護者から「拡大教科書」の使用について在籍校に相談

在籍校 または 教育委員会より

視覚支援センター(山形県立山形盲学校)に拡大教科書についての 相談を依頼する。

*電話: 視覚支援センター 023(672)4116

本人・保護者が視覚支援センターに行って相談する日時を調整・決定する。

在籍校または教育委員会は、事前に提出いただく書類を次の URL(またはQRコード)から ダウンロードして、必要事項を記入し、視覚支援センターへメール等で報告する。(別紙)



本人と保護者が「視覚支援センター」に来校し、「拡大教科書」の使用について相談する。

<視覚支援センターでの相談の内容>

- ① 視力・最大視認力の確認
- ③ 拡大教科書について説明

② 読書速度の確認

http://www.yamagata-sb.ed.ip/htdocs/?page_id=151

④ 読み書きの実態把握

拡大教科書の使用が望ましい

 \downarrow

選定したポイント数を記した書類を、保護者を通して在籍校又は教育委員会へお渡しします。

このまき普通教科書の使用がよい



視覚支援センターより在籍校または 教育委員会へ電話にて報告をいたします。